

当座勘定規定 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
当座勘定規定	当座勘定規定
<p>1. ～6. (省略)</p> <p>7. (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当会所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p>8. ～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>18. ～32. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2025年4月1日現在)</u></p>	<p>1. ～6. (省略)</p> <p>7. (手形、小切手の支払 <u>(追加)</u>)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>(追加)</u> を使用してください。 <u>(追加)</u></p> <p>8. ～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>(追加)</u> または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>(追加)</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>18. ～32. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2022年11月4日現在)</u></p>